

第五章 衛生植物検疫措置

第五・一条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aに定める定義を適用する。
- (b) 食品規格委員会、国際獣疫事務局及び国際植物防疫条約によつて作成された関連する定義を考慮する。

(c) 「権限のある当局」とは、各締約国内の当局であつて、当該各締約国における衛生植物検疫措置の作成及び運用について責任を有すると当該各締約国の政府が認めるものをいう。

(d) 「緊急措置」とは、輸入締約国が関係する輸出締約国に対してとる衛生植物検疫措置であつて、当該衛生植物検疫措置をとる締約国において生じ、又は生ずるおそれがある人、動物又は植物の生命又は健康の保護に係る緊急の問題に対処するためのものをいう。

第五・二条 目的

この章の規定は、次のことを目的とする。

- (a) 締約国間の貿易への悪影響を最小限にすることによって貿易を円滑にしつつ、衛生植物検疫措置の作成、採用及び適用を通じて、締約国において人、動物又は植物の生命又は健康を保護すること。
- (b) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定の具体的な実施を促進すること。
- (c) 締約国の衛生植物検疫措置の作成及び適用の透明性並びに当該作成及び適用に関する理解を促進すること。
- (d) 衛生植物検疫措置の分野において締約国間の協力、連絡及び協議を強化すること。
- (e) 国際的な基準、指針及び勧告の作成及び採用への締約国の参加を奨励すること。

第五・三条 適用範囲

この章の規定は、締約国間の貿易に直接又は間接に影響を及ぼし得る締約国の全ての衛生植物検疫措置について適用する。

第五・四条 一般規定

各締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく他の締約国に対する自国の権利及び義務を認める。

第五・五条 措置の同等

1 締約国は、WTOの衛生植物検疫措置に関する委員会（以下この章において「WTOの衛生植物検疫委員会」という。）の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮しつつ、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に従い、措置の同等に関する協力を強化する。

2 輸入締約国は、輸出締約国が当該輸入締約国に対し、当該輸出締約国の措置が当該輸入締約国の措置と同等の保護の水準を達成していること又は当該輸出締約国の措置が目的を達成する上で当該輸入締約国の措置と同等の効果を有することを客観的に証明する場合には、衛生植物検疫措置の同等を認める。

3 輸入締約国は、衛生植物検疫措置の同等を決定するに当たり、輸出締約国の利用可能な知識、情報及び経験並びに規制についての能力を考慮する。

4 締約国は、要請があつた場合には、特定の衛生植物検疫措置の同等の認定に関する二国間の取決めを行うために協議を開始する。当該二国間の取決めに基づく措置の同等の認定は、単一の措置、一群の措置又は制度全体に対して行うことができる。このため、輸出締約国は、要請があつた場合には、輸入締約国に対し、検査、試験その他の関連する手続のため、適当な機会を与える。

- 5 輸入締約国は、措置の同等の認定のための協議の一環として、輸出締約国の要請があった場合には、次の事項を説明し、及び提供する。
 - (a) 自国の措置の理由及び目的
 - (b) 自国の措置が対処しようとする特定の危険性
- 6 輸出締約国は、輸入締約国が措置の同等の評価を開始するため、必要な情報を提供する。輸入締約国は、措置の同等の評価を開始する場合において、要請があったときは、不当に遅延することなく、措置の同等に関する決定を行うための過程及び計画を説明する。
- 7 締約国が特定の産品又は一群の産品に関する措置の同等の認定に関する他の締約国からの要請を検討することは、そのみをもつて、問題となっている産品の当該他の締約国からの現に行われている輸入を中断し、又は停止する理由とはならない。
- 8 輸入締約国は、輸出締約国の特定の衛生植物検疫措置、一群の措置又は制度全体について措置の同等を認定する場合には、その決定を当該輸出締約国に対して書面により通報し、及びその措置を合理的な期間内に実施する。当該輸入締約国は、その決定が否定的である場合には、その理由を書面により提供する。

9 措置の同等に関する肯定的な決定に係した締約国は、相互に合意する場合には、物品に関する委員会において情報及び経験を共有するよう奨励される。

第五・六条 地域的な状況（有害動物植物又は病気の無発生地域及び有害動物植物又は病気の低発生地域を含む。）に対応した調整

1 締約国は、地域的な状況（有害動物植物又は病気の無発生地域及び有害動物植物又は病気の低発生地域を含む。）の概念を認める。締約国は、WTOの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

2 締約国は、地域的な状況の認定のために各締約国が従う手続に対する信頼を得ることを目的として、当該認定について協力することができる。

3 輸入締約国は、輸出締約国の要請があった場合には、不当に遅延することなく、地域的な状況の認定に関する決定を行うための自国の過程及び計画を説明する。

4 輸入締約国は、輸出締約国から地域的な状況の認定に関する決定の要請を受領し、当該輸出締約国が提供する情報が十分であると判断した場合には、合理的な期間内に評価を開始する。

5 輸出締約国は、4に規定する評価のため、要請があった場合には、輸入締約国に対し、検査、試験その他の関連する手続のため、適当な機会を与える。

6 輸入締約国は、輸出締約国の要請があった場合には、当該輸出締約国に対し、4に規定する評価の進捗状況を通報する。

7 輸入締約国は、輸出締約国の特定の地域的な状況を認定する場合には、その決定を当該輸出締約国に対して書面により通報し、及びその措置を合理的な期間内に実施する。

8 輸入締約国は、輸出締約国が提供した証拠を検討した結果が当該輸入締約国による地域的な状況を認定する決定とならない場合には、合理的な期間内に当該輸出締約国に対して当該決定の理由を書面により提供する。

9 地域的な状況を認定する決定に関係した締約国は、相互に合意する場合には、その結果を物品に関する委員会に報告するよう奨励される。

第五・七条 危険性の分析

1 締約国は、WTOの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮しつ

つ、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に従い、危険性の分析に関する協力を強化する。

2 輸入締約国は、危険性の分析を行う場合には、次のことを行う。

(a) 自国が決定する態様で、危険性の分析が記録されること及び一又は二以上の関連する輸出締約国に対して意見を述べる機会が与えられることを確保すること。

(b) 自国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要な範囲を超えて貿易制限的でない（注）危険性の管理手法の選択肢を検討すること。

注 この(b)及び(c)の規定の適用上、危険性の管理手法の選択肢は、技術的及び経済的な実行可能性を考慮して合理的に利用可能な他の選択肢であって、衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成し、かつ、貿易制限の程度が当該選択肢よりも相当に小さいものがない限り、必要な範囲を超えて貿易制限的ではない。

(c) 技術的及び経済的な実行可能性を考慮して、自国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要な範囲を超えて貿易制限的でない危険性の管理手法の選択肢のうちの一を選択すること。

3 輸入締約国は、輸出締約国の要請があった場合には、当該輸出締約国に対し、危険性の分析についての特定の要請の進捗状況及びその過程において生ずる遅延を通報する。

4 緊急措置をとることを妨げることなく、いずれの締約国も、衛生植物検疫措置の見直しを開始した時に他の締約国の物品の輸入を許可していた場合には、自国が当該見直しを行っていることのみを理由として当該物品の輸入を停止してはならない。

第五・八条 監査（注）

注 この条のいかなる規定も、この条の規定の実施に影響を及ぼさない限りにおいて、締約国がイスラム法に基づく食品についてのハラールのための要件を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

1 各締約国は、監査を行うに当たり、WTOの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

2 監査については、制度に基づくものとし、並びに必要とされる保証を与え、及び輸入締約国の衛生植物検疫措置を履行するための輸出締約国の権限のある当局による規制上の管理の有効性を評価するために行う。（注）

注 この2のいかなる規定も、輸入締約国の衛生植物検疫上の要件に施設が適合しているかどうか又は輸入締約国が自国の衛生植物検疫上の要件と同等であると決定した衛生植物検疫上の要件に施設が適合しているかどうかを決定するため、当該輸入締約国

が当該施設の検査を行うことを妨げるものではない。

3 関係する輸入締約国及び輸出締約国は、監査の開始に先立ち、当該監査の目的及び範囲並びに当該監査の開始に特に関連する他の事項について情報を交換する。

4 輸入締約国は、監査の結論を作成し、及び措置をとる前に、輸出締約国に対して当該監査の所見について意見を述べる機会を与え、及び当該意見を考慮する。輸入締約国は、輸出締約国に対して監査の結論を記載した報告書又はその要約を合理的な期間内に書面により提供する。当該輸入締約国は、当該報告書又はその要約を提供するために要請が必要とされる場合には、その旨を当該輸出締約国に通報する。

第五・九条 証明

1 各締約国は、証明の要件を適用するに当たり、WTOの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

2 輸出締約国は、輸入締約国が要求し、当該輸出締約国の権限のある当局が提供する文書（証明書を含む。）であつて、当該輸入締約国の衛生植物検疫上の要件を満たすことを示すものを英語により作成することを確保する。ただし、当該輸入締約国及び当該輸出締約国が別段の合意をする場合は、この限りでない。

い。(注) 当該輸入締約国は、当該文書を要求する場合には、当該文書の要件を英語により提供するよう努める。当該輸入締約国は、要請があった場合には、当該要件の要約又は説明を提供する。

注 この2の規定は、締約国が、英語に加えて、他の言語による証明のための情報を含めることを妨げるものではない。

3 締約国は、適当な場合には衛生植物検疫上の要件に関する保証を証明書以外的手段により提供することを輸入締約国が認めることができること及び異なる制度によって同一の衛生植物検疫上の目的を達成することができるとを認識する。

4 輸入締約国は、物品の貿易のために証明を求める場合には、当該証明の要件が、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限りにおいてのみ適用されることを確保する。

5 各締約国の輸入規制を行う権利を害することなく、輸入締約国は、輸出締約国の権限のある当局が発給した証明書であつて、自国の規制上の要件を満たすものを受け入れる。

第五・十條 輸入検査

1 各締約国は、輸入検査を行うに当たり、WTOの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

2 輸入締約国の法令及び衛生植物検疫上の要件に従って行われる輸入検査については、輸入に伴う衛生植物検疫上の危険性に基づくものとする。輸入検査により不適合が明らかになった場合には、輸入締約国がとる最終的な決定又は措置については、不適合の製品の輸入に伴う衛生植物検疫上の危険性に応じて適当なものとする。

3 輸入締約国は、輸出締約国の物品の不適合であつて、輸入検査において認定されたものに基づいて当該物品の輸入を禁止し、又は制限する場合には、輸入者又はその代表及び必要であると認めるときは当該輸出締約国に対して当該不適合を通知する。

4 輸入締約国により輸出貨物に関する重大な又は繰り返される衛生植物検疫上の不適合が特定される場合において、いずれかの締約国の要請があつたときは、関係する締約国は、当該不適合を軽減させるための適当な是正措置がとられることを確保するため、当該不適合について討議する。

第五・十一条 緊急措置

1 締約国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な緊急措置であつて、貿易に影響を及ぼし得るものを採用する場合には、関係する輸出締約国に対し、第五・十五条（連絡部局及び権限のあ

る当局)の規定に従って指定される連絡部局又は既に設けられている締約国の連絡経路を通じて書面により直ちに通報する。

2 関係する輸出締約国は、1に規定する緊急措置を採用する締約国との討議を要請することができる。当該討議については、実行可能な限り速やかに行う。当該討議に参加する各締約国は、関連する情報を提供するよう努め、及び討議を通じて提供される情報に妥当な考慮を払う。

3 締約国は、緊急措置を採用する場合には、合理的な期間内に又は輸出締約国の要請に応じて、当該緊急措置を見直す。輸入締約国は、必要な場合には関連する情報を要請することができるものとし、輸出締約国は、採用された緊急措置の見直しにおいて当該輸入締約国を支援するために当該関連する情報を提供するよう努める。当該輸入締約国は、要請があった場合には、当該輸出締約国に対して当該見直しの結果を提供する。当該輸入締約国は、当該見直しの後も当該緊急措置を維持する場合には、直近の利用可能な情報に基づいて当該緊急措置を定期的に見直すべきであり、また、要請があったときは、当該緊急措置を継続する理由を説明する。

第五・十二条 透明性

- 1 締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Bに定める透明性の重要性を認識する。
- 2 締約国は、締約国間の貿易に著しい影響を及ぼし得る衛生植物検疫措置の作成、採用及び適用に関する情報の交換の重要性を認識する。
- 3 締約国は、この条の規定を実施するに当たり、WTOの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。
- 4 各締約国は、オンラインのWTOの衛生植物検疫措置提出システム、第五・十五条（連絡部局及び権限のある当局）の規定に従って指定される連絡部局又は既に設けられている締約国の連絡経路を通じて、措置の案又は衛生植物検疫措置の変更の案であつて、他の締約国の貿易に著しい影響を及ぼし得るものを通報する。
- 5 締約国は、健康の保護に係る緊急の問題が生じ、又は生ずるおそれがある場合及び措置が貿易を円滑にする性格のものである場合を除くほか、4の規定に従って通報を行った後、他の締約国が書面による意見を提出するために少なくとも六十日の期間を通常置く。当該通報を行った締約国は、意見の提出期間の延長を求める他の締約国からの妥当な要請を考慮する。

6 通報を行った締約国は、5に規定する意見の提出期間の一環として、他の締約国の要請があった場合に
おいて、適当かつ実行可能なときは、措置の案に関して当該他の締約国が提起する科学的な又は貿易上の
懸念及び代替的な方法の利用可能性を考慮する。

7 締約国は、要請があった場合には、当該要請を行った締約国に対し、当該要請から三十日以内に、4の
規定に従ってWTOに通報した衛生植物検疫措置の案の要件を説明する文書又は当該文書の要約を英語に
より提供する。

8 締約国は、衛生植物検疫措置をWTOに通報した後、要請があった場合には、当該要請を行った締約国
に対し、関係する締約国の間で合意される合理的な期間内に、採用した衛生植物検疫措置の要件を説明す
る文書又は当該文書の要約を英語により提供する。

9 締約国は、他の締約国の妥当な要請があった場合には、当該要請を行った締約国に対し、合理的な期間
内に、衛生植物検疫措置に関する情報及び説明を提供する。当該情報及び説明には、次の事項が含まれ
る。

(a) 特定の製品の輸入に適用される衛生植物検疫上の要件

(b) 要請を行った締約国の申請の進捗状況

(c) 特定の製品の輸入の承認のための手続

10 輸出締約国は、自国における動物若しくは植物の健康の状態又は食品の安全の問題の著しい変化であつて、貿易に影響を及ぼし得るものがある場合には、第五・十五条（連絡部局及び権限のある当局）の規定に従つて指定される連絡部局又は既に設けられている締約国の連絡経路を通じて、関係する締約国に対して適時のかつ適当な情報を提供する。

11 輸入締約国は、次のいずれかの場合には、第五・十五条（連絡部局及び権限のある当局）の規定に従つて指定される連絡部局又は既に設けられている締約国の連絡経路を通じて、関係する締約国に対して適時のかつ適当な情報を提供する。

(a) 輸出貨物に関連する重大な又は繰り返される衛生植物検疫上の不適合であつて、自国が特定するものがある場合

(b) 他の締約国の輸出に対して暫定的に採用され、又は他の締約国の輸出に対して影響を与える衛生植物検疫措置であつて、自国における人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要と認められる

ものがある場合

12 輸出締約国は、衛生植物検疫上の重大な危険性に関連し得る輸出貨物が輸出されたことを特定する場合には、可能な限り、かつ、できる限り速やかに、輸入締約国に対して情報を提供する。

第五・十三条 協力及び能力開発

1 締約国は、利用可能な適当な資源の範囲内で、この章の規定に従い、相互に関心を有する衛生植物検疫上の事項に関する締約国間の更なる協力（能力開発、技術援助、協調及び情報交換を含む。）のための機会を探索する。

2 いずれの二以上の締約国も、この章の規定の下において相互に関心を有する全ての事項（分野別の提案を含む。）について協力することができる。

3 締約国は、協力活動を行うに当たり、不必要な重複を避け、及び資源の活用を最大限に行うことを目的として、二国間の、地域的な又は多数国間の作業計画と調整するよう努める。

4 締約国は、物品に関する委員会において、自国の協力活動に関する情報及び経験を他の締約国と共有するよう奨励される。

第五・十四条 技術的協議

1 締約国は、衛生植物検疫措置が自国と他の締約国との間の貿易に影響を及ぼしていると認める場合には、次条（連絡部局及び権限のある当局）の規定に従って指定される連絡部局又は既に設けられている連絡経路を通じて、当該衛生植物検疫措置についての詳細な説明を要請することができる。当該他の締約国は、当該説明の要請に対して速やかに回答する。

2 締約国は、衛生植物検疫措置の適用から生ずる特定の問題に関する懸念を解決するため、他の締約国と技術的協議を行うことを要請することができる。要請を受けた締約国は、当該技術的協議を求める妥当な要請に対して速やかに回答する。協議を行う締約国は、相互に満足すべき解決を得るようあらゆる努力を払う。

3 締約国が技術的協議を要請する場合には、当該技術的協議は、別段の合意がない限り、その要請の受領から三十日以内に行われるものとする。当該技術的協議は、その要請の日から百八十日以内又は協議を行う締約国が合意する期間内に問題を解決することを目標とすべきである。

4 技術的協議は、電話会議、ビデオ会議又はその他協議を行う締約国が合意する手段を通じて行うことが

できる。

第五・十五条 連絡部局及び権限のある当局

- 1 各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、次のことを行う。
 - (a) この章の規定の対象となる事項についての連絡を円滑にするため、一又は二以上の連絡部局を指定すること。
 - (b) 他の締約国に対して連絡部局の連絡先の詳細を通報すること。
 - (c) 二以上の連絡部局を指定する場合には、連絡すべき適当な連絡部局に関する他の締約国からの照会に回答する中央連絡先を務める連絡部局を特定すること。
- 2 各締約国は、連絡部局を通じて、他の締約国に対し、自国の権限のある当局並びにその任務及び責任の分担に関する説明を提供する。
- 3 各締約国は、他の締約国に対し、連絡部局の変更並びに自国の権限のある当局内の構成、組織及び責任の分担に関する重要な変更を通報する。各締約国は、その情報を常時最新のものとする。
- 4 締約国は、この章の規定の実施における権限のある当局の重要性を認識する。このため、締約国の権限

のある当局は、合意する方法で、この章の規定の対象となる事項について相互に協力することができる。

締約国は、合意する場合には、自国の権限のある当局の協力に関する情報及び経験を物品に関する委員会と共有するよう奨励される。

第五・十六条 実施

締約国は、相互に合意する場合には、この章の規定を適用するための相互に決定した了解及び詳細を定めるための二国間又は複数国間の取決めを作成することができる。この章の規定に基づいて当該取決めを採用した締約国は、相互に合意する場合には、当該取決めを物品に関する委員会に報告するよう奨励される。

第五・十七条 紛争解決

1 第十九章（紛争解決）の規定は、この協定が効力を生ずる時には、この章の規定については、適用しない。

2 第十九章（紛争解決）の規定の不適用については、この協定が効力を生ずる日の後二年を経過した後に見直しの対象とする。締約国は、当該見直しにおいて、第十九章（紛争解決）の規定のこの章の規定の全部又は一部への適用に関して妥当な考慮を払う。当該見直しについては、この協定が効力を生ずる日から

三年以内に完了させなければならない。その後、準備ができた締約国は、相互に、第十九章（紛争解決）の規定をこの章の規定について適用する。準備ができていない締約国は、将来の自由貿易協定又は経済協定であつて当該締約国が類似の義務を負うものを締結する場合には、他の締約国と協議した上で、第十九章（紛争解決）の規定をこの章の規定について適用することができる。